

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月25日
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 敏夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括部長 丸山 明雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括部長 丸山 明雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 372,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号(日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 名古屋市中川区北江町二丁目12番地 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本普通株式の発行は、平成23年2月25日（金）開催の取締役会決議によります。

2 当振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,200,000株	372,000,000	186,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,200,000株	372,000,000	186,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
310	155	100株	平成23年3月14日（月）		平成23年3月14日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 当社は下記割当先との間で総数引受契約書を締結する予定です。払込期日までに割当先との間で総数引受契約書を締結しない場合は当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4 申込方法は、総数引受契約書を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
東洋シャッター株式会社 経営企画統括部	大阪市中央区南船場二丁目3番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行大阪中央支店	大阪市中央区北浜三丁目6番13号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
372,000,000	15,000,000	357,000,000

（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用は、アドバイザー費用、弁護士費用及びその他諸費用であり、総額（概算額）は15,000,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記、差引手取概算額357百万円につきましては、設備投資として 生産設備の更新、製品の改善、システムの更新、研究開発資金と、合弁会社設立資金等に充当するものであります。具体的な使途につきましては以下のとおりです。なお、支出時期までの資金管理は、当社銀行口座において適切に管理いたします。

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
生産設備の更新	101	平成23年4月～平成24年3月
製品の改善	55	平成23年4月～平成24年3月
システムの更新	52	平成23年4月～平成24年3月
研究開発資金	49	平成23年4月～平成24年3月
合弁会社出資金	40	平成23年5月
合弁会社貸付金	60	平成23年5月～平成24年3月

生産設備の更新 101百万円

第三者割当増資実施後、平成24年3月までに、本第三者割当により調達した資金の一部を生産設備の更新に充当することを予定しております。具体的には当社のつくば工場、奈良工場、九州工場における工場棟の改修、シャッター・スチールドアの生産設備の更新、改修等を予定しております。

製品の改善 55百万円

第三者割当増資実施後、平成24年3月までに、シャッター・スチールドア製品の性能改善、バリエーション強化のための金型等への設備投資を予定しております。

システム更新 52百万円

第三者割当増資実施後、平成24年3月までに、本第三者割当により調達した資金の一部をシステム更新に充当することを予定しております。具体的には、システム構築用サーバ機器等の費用37百万円、システムの新規開発とネットワーク関連費用15百万円の設備投資を予定しております。

研究開発資金 49百万円

新製品の開発及び既存製品の競争力の維持・向上を図るための継続的な研究開発費として、平成24年3月までに49百万円を本第三者割当により調達した資金の一部より充当する予定です。

合弁会社設立資金等 100百万円

平成23年5月以降、国内にて、当社（20%）及びHörmann Beteiligungs GmbH（80%）の双方出資による合弁会社設立を予定しており、特定のHörmann KG Verkaufsgesellschaft製品の製造及び販売をする予定です。その準備費用及び開設費用として、本第三者割当により調達した資金の一部を充当する予定です。100百万円の内訳としては、合弁会社への出資金40百万円と合弁会社への貸付金60百万円を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Hörmann Beteiligungs GmbH（「ハーマン・ベタイリグンス・ゲーエムベーハー」、以下「ハーマンGmbH」という）	
	本店の所在地	Upheider Weg 94-98 33803 Steinhagen, Germany	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事業所が存在しないため、該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Martin J. Hörmann マネージングディレクター	
	資本金	7,410,000 ユーロ（837,330千円）	
	事業の内容	割当先は、ハーマングループの一定の子会社及び関連会社の株式を保有する持株会社です。ハーマングループはハーマン家の構成員により100%持分を保有されており、ドイツを本部とし、ドイツ、欧州、北米、南米及びアジアにおいて事業を行っています。ハーマングループは、ガレージドア、オーバードア、開閉器及びスチールドアの開発、製造及び販売を行っています。	
	主たる出資者及びその出資比率	ハーマン家の3名（Thomas J. Hörmann, Martin J. Hörmann, Christoph Hörmann）により100%持分を保有されています。	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と割当予定先のグループ会社であるHörmann KG Verkaufsgesellschaft（以下「ハーマンKG」という）とは、平成23年2月25日付で事業提携契約書を締結しております。	

（注）ユーロに対する円換算レートは113円として計算しております。

c 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の選定理由

わが国経済は、一昨年の世界的金融危機の影響による深刻な景気停滞から緩やかに持ち直しつつありましたが、設備投資においては依然として慎重な動きがあり、当シャッター業界におきましても、長期的な景気減退による投資需要の縮小は、建設業界での受注競争の激化をさらに強めることとなり、かつてないほどの厳しい状況であります。こうした環境下、収益の確保、企業品質の向上を目指すべく、当社では、平成21年度を初年度とする中期経営計画『Fusion Plan 3』を策定し、これに定めた重点施策を早期に遂行・実現すべく、当社との事業シナジーを創出し、企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる提携先を模索しておりました。

一方、ハーマンGmbHやグループ中核会社であるハーマンKGをはじめとしたハーマングループは、ドイツ連邦共和国を本拠とする住宅用及び産業用シャッター並びに扉の製造販売を行っています。ハーマングループは、高品質かつ廉価な製品の供給力、世界規模の販売ネットワーク及び多くの商品ラインアップを有し、ドイツ、欧州、北米、南米及びア

ジアに拠点をおき、世界的に展開しておりますが、日本には拠点が無いことから、以前よりアジア戦略の一環として、日本における提携先を模索しておりました。

今回、より良い品質とサービスをお客様に提供し、お客様に喜ばれる新商品を開発・提供することを目指す当社にとって、幅広い商品ラインアップを持つハーミンググループとの提携は、当社の販売戦略の向上、ひいては当社の企業価値の向上に資するものと判断致しました。

当社は、ハーミングとの間で、平成23年2月25日付で、当社が日本においてハーミングの特定の製品を独占的に販売するための戦略的業務提携、並びに、日本国内において特定のハーミング製品を製造及び販売することを目的とした当社及びハーミングGmbH双方出資による合併会社「(仮称)Hormann Japan Co., Ltd.(ハーミング・ジャパン株式会社)」の設立等を含む事業提携契約書を締結いたしました。

また、上記合併事業を通じた戦略的提携の一環として、ハーミングGmbHとの合意に基づき、ハーミングGmbHに対して第三者割当の方法により新株発行を行うことを決定し、当社及びハーミングGmbHとの間で、同日付で第三者割当による引受契約書を締結いたしました。

(2) 本件資本・業務提携の内容

(a) ハーミングとの業務提携(以下「本件提携」という。)の内容

本件提携は、ハーミングの供給ネットワーク、展開ブランド、資金力、販売・物流ネットワーク等の経営資源を当社が活用することで、当社の今後の成長戦略につなげていくことを企図するものであります。また、本件提携の一環として資金調達を行うことにより更に財務基盤を安定させ、強固な財務体質を背景とした事業の選択と集中を押し進めてまいります。現時点における本件提携の具体的な内容は以下の通りです。

当社による特定のハーミング製品の国内販売

国内にて当社及びハーミングの双方出資による、特定のハーミング製品の製造及び販売を目的とした合併会社の設立

ハーミングからの取締役1名の受け入れ

(b) 資本提携の内容

当社とハーミングGmbHは、平成23年2月25日付当社普通株式に関する第三者割当による引受契約書を締結いたしました。ハーミングGmbHは、払込期日(平成23年3月14日)に、かかる当社普通株式1,200,000株(平成22年9月30日現在の総議決権数50,911個の23.57%に相当)全ての引受け及び払込み(以下「本第三者割当」という。)を行います。当該株式の発行価額の総額は372,000,000円です。

(c) 合併会社の設立

日本国内にて、当社(20%)及びハーミングGmbH(80%)の双方出資による合併会社設立を平成23年5月に予定しており、合併会社においては、来年度以降、特定のハーミング製品の日本における製造及び販売を行う予定です。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式1,200,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先のグループ会社であるハーミングは当社を日本における特定のハーミング製品の独占販売店として指名し、ハーミング製品を日本国内において販売するにつき、独占的な先買権を当社に付与する考えであります。また、割当予定先は、更には当社と共同して新たな国内製造拠点を立ち上げることを目的とした双方出資の合併会社を設立、運営することを企図していることから、今回割り当てる当社の新株式については中長期的に保有する方針であるという考えをもってあります。なお、本日付締結の第三者割当による引受契約書において、当該割当先は、提携期間中に当社株式の全部又は一部を売却、譲渡又は処分してはならないものとされており、また本件株式の割当日(平成23年3月14日)より2年以内に当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社へ書面により報告すること、及び当社が当該内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所へ報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

ハーミンググループは、全世界において住宅用及び産業用シャッター並びに扉の製造販売を手掛けており、過去3年間の連結売上高はいずれも10億ユーロを超えているとの報告を受けております。また、当社はハーミングGmbHの平成23年2月9日現在の銀行残高証明書の写しを入手すること等により、ハーミングGmbHの支払能力を確認しており、本第三者割当

の払込みに要する財産を保有しているものと判断しております。

g 割当予定先の実態

ハーミンググループは、全世界において住宅用及び産業用シャッター並びに扉の製造販売を手掛けております。さらに、当社は、ハーマンGmbH、ハーマンGmbHの役員又は主要株主（主な出資者）が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体とは一切関係ないことを、ハーマンGmbHの経営陣に対して直接その実態について質問し、関係ない旨の回答を口頭で得ることにより確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日（平成23年2月25日）の直前営業日までの直近3ヶ月間（平成22年11月25日から平成23年2月24日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である327円に5.20%のディスカウントを行った金額である310円といたしました。

平成23年1月11日から数日間の当社株価の推移を見ますと、当該期間において特に適時開示等のリリースが行われていないにもかかわらず、前営業日である平成23年1月7日以前と比較し、株価が大きく変動し、また、出来高も大きく膨らんでおります。これを受け、平成23年1月11日、日本証券金融株式会社及び大阪証券金融株式会社が、当社株式の貸借取引の申込停止措置を公表し、一定期間かかる措置が継続されております。その後、当社株価は概ね緩やかに下落傾向を継続し、平成23年1月7日以前の株価水準に近づきつつありますが、例えば、平成23年1月7日の株式会社東京証券取引所における終値が289円であったのに対し、平成23年1月12日の終値は449円というように著しい株価の急高騰の影響を受けたため、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成23年2月24日）の終値もかかる一時的な株価の急高騰の影響から離脱しきれておらず、直前営業日又は1ヶ月平均という期間を基準とした場合、これらが必ずしも当社の本来の株式価値を反映しているとは限りません。

従って、当社としては、その本来の株式価値を反映するためには、直前営業日又は1ヶ月平均という基準を採用するのではなく、ある程度の期間の平均をとることにより、平成23年1月11日以降数日間における株価の一時的な相場変動の影響を可能な限り排除すべきと判断し、他方、あまりに長期間では現在の市場実勢から乖離する可能性があることから、本第三者割当に係る取締役会決議直前3ヶ月の平均株価を採用することが、客観性が高く合理的であると判断したものであります。なお、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値（343円）に対するディスカウント率は9.62%、直近1ヶ月の当社株式終値平均（368円）に対するディスカウント率は15.76%、直近6ヶ月の当社株式終値平均（336円）に対するディスカウント率は7.74%であります。

当社といたしましては、かかる発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な金額には該当しないと考えております。また、本第三者割当に係る取締役会決議に参加した監査役2名（社外監査役1名を含む）及び取締役会をやむを得ない理由により欠席した社外監査役1名から、上記算定根拠を含めた総合的な判断の下、かかる発行価格が割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は1,200,000株（議決権12,000個）であり、平成22年9月30日現在の総議決権数50,911個の23.57%となります。本第三者割当は、ハーミンググループとの本資本・業務提携を目的としており、ハーミンググループの経営資源を当社が活用することで、今後の成長戦略につなげていくことを企図するものであり、また、本件提携の一環として資金調達を行うことにより更に財務基盤を安定させるものであって、当社の企業価値の向上に資するものであることから、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はございません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の発行 済株式総数に 対する所有株 式数の割合
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	2,252	31.34%	2,252	26.86%
Hörmann Beteiligungs GmbH	Upheider Weg 94-98 33803 Steinhagen, Germany	-	-	1,200	14.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	379	5.28%	379	4.53%
東洋シャッター取引先持株会	大阪市中央区南船場2丁目3-2	307	4.28%	307	3.66%
東洋シャッター従業員持株会	大阪市中央区南船場2丁目3-2	234	3.27%	234	2.80%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	149	2.07%	149	1.78%
愛知電機株式会社	愛知県春日井市愛知町1番地	125	1.75%	125	1.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	117	1.63%	117	1.40%
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-2	114	1.59%	114	1.36%
スガツネ工業株式会社	東京都千代田区東神田1丁目8-11	110	1.53%	110	1.31%
株式会社メタルワン	東京都港区芝3丁目23-1	86	1.20%	86	1.03%
計	-	3,877	53.94%	5,077	60.53%

(注) 1 平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 379千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 117千株

3 株式会社みずほ銀行は、議決権を有しない第1回優先株式2,000千株を含んでおります。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有議決権数 (個)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
Hörmann Beteiligungs GmbH	Upheider Weg 94-98 33803 Steinhagen, Germany	-	-	12,000	19.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,796	7.46%	3,796	6.03%
東洋シャッター取引先持株会	大阪市中央区南船場2丁目3-2	3,073	6.04%	3,073	4.88%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	2,526	4.96%	2,526	4.02%
東洋シャッター従業員持株会	大阪市中央区南船場2丁目3-2	2,348	4.61%	2,348	3.73%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	1,491	2.93%	1,491	2.37%
愛知電機株式会社	愛知県春日井市愛知町1番地	1,254	2.46%	1,254	1.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,171	2.30%	1,171	1.86%
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-2	1,141	2.24%	1,141	1.81%
スガツネ工業株式会社	東京都千代田区東神田1丁目8-11	1,102	2.16%	1,102	1.75%
株式会社メタルワン	東京都港区芝3丁目23-1	866	1.70%	866	1.38%
計	-	18,768	36.86%	30,768	48.91%

(注) 1 平成22年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 379千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 117千株

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の総議決権数に本第三者割当により増加する議決権数(12,000個)を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はございません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はございません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はございません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第55期）及び四半期報告書（第56期第3四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日（平成22年6月22日及び平成23年2月10日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

4 [事業等のリスク]

1～9 略

10 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成23年2月25日開催の取締役会において、平成23年3月14日付で、ハーマンGmbHを割当予定先とする第三者割当の方法により、当社普通株式1,200,000株を発行することを決議いたしました。新たに発行される株式1,200,000株は、平成22年9月30日現在の総議決権数（50,911個）の23.57%にあたります。

上記第三者割当増資における新株発行によって、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

11 割当予定先が筆頭株主になることに関するリスク

平成23年2月25日開催の取締役会に基づき、当社普通株式1,200,000株が発行された場合、ハーマンGmbHが保有する当社普通株式に係る議決権保有割合（平成22年9月30日現在の総議決権数に本第三者割当により増加する議決権数（12,000個）を加えて算出した数値を基準とする）は19.07%となることを見込まれます。また、当社は、平成23年2月25日付でハーマンKGとの間で事業提携契約書を締結し、ハーマンKGが1名の社外取締役候補者を指名する権利を有することを合意しております。

当社の経営方針についての考え方や利害関係がハーマングループとの間で常に一致するとの保証はなく、ハーマングループによる当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第55期）の提出日（平成22年6月22日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）までの間において、以下の各臨時報告書を提出しております。

平成22年6月22日金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき下記内容の臨時報告書を提出しております。

1 [提出理由]

平成22年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日
 平成22年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、岡田敏夫、山本宣、小田修及び三邑政輝の4氏を選任する。

第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役補欠者として、小林喜雄氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				(注) 1	(注) 2
岡田 敏夫	28,172	3,771			可決（84.9％）
山本 宣	29,479	2,464			可決（88.9％）
小田 修	28,987	2,956			可決（87.4％）
三邑 政輝	29,854	2,089			可決（90.0％）
第2号議案				(注) 1	(注) 2
小林 喜雄	31,950	228			可決（96.3％）

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成22年6月30日金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき下記内容の臨時報告書を提出しております。

1 [提出理由]

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生日

平成22年6月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容並びに当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成22年6月9日、当社は公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

排除措置命令につきましては、当社と解釈が異なるところがあるため、内容を十分に分析・精査した上で今後の対応を慎重に検討してまいります。課徴金納付命令につきましては、保守的かつ総合的に勘案し、平成23年3月期第1四半期において、課徴金相当額である6億8千万円を特別損失として計上することとしたものです。

なお、個別損益及び連結損益に与える影響額は同額であります。

3 設備投資について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第55期）及び四半期報告書（第56期第3四半期）の提出日（平成22年6月22日及び平成23年2月10日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年2月25日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

本件第三者割当による設備投資として来年度257百万円を計画しております。ただし、来年度の設備投資計画全体につきましては、精査中です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第55期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月22日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	(第56期 第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月 9日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員
業務執行
社員

公認会計士 國 分 紀 一 印

代表社員
業務執行
社員

公認会計士 迫 田 清 己 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋シャッター株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東洋シャッター株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

東洋シヤッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 迫田清己印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 國分博史印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シヤッター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は特別早期退職者の募集を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月22日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員
業務執行
社員 公認会計士 迫 田 清 己 印

代表社員
業務執行
社員 公認会計士 國 分 博 史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項3 会計処理基準(4)重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高の計上基準に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は公正取引委員会より課徴金納付命令を受けている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋シャッター株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東洋シャッター株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 國分博史 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小畑耕一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月9日

東洋シヤッター株式会社
取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員
業務執行
社員 公認会計士 國分紀一印

代表社員
業務執行
社員 公認会計士 迫田清己印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シヤッター株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月22日

東洋シヤッター株式会社
取締役会 御中

栄 監査法人

代表社員
業務執行
社員 公認会計士 迫 田 清 己 印

代表社員
業務執行
社員 公認会計士 國 分 博 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シヤッター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な会計方針 5 収益及び費用の計上基準(1)完成工事高の計上基準に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は公正取引委員会より課徴金納付命令を受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。